

別府市温泉発電等の地域共生を図る条例

制定 平成28年3月11日
別府市条例 第10号
改正 平成29年3月14日
別府市条例 第7号
改正 平成30年6月29日
別府市条例 第33号

(目的)

第1条 この条例は、温泉資源が市民共有の財産であり、世代を超えて引き継ぐべきものであるという認識の下、温泉資源を保護し、温泉発電等と自然環境及び生活環境との調和並びに市民との共生を図るため、温泉発電等の導入等に関し必要な事項を定め、もって公共の福祉及び地域の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 温泉発電等 温泉発電（源泉から湧出する温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。）のうち、おおむね摂氏70度から150度までの温度域の温泉を熱源として利用する発電をいう。）その他地熱エネルギーを利用する発電をいう。
- (2) 温泉発電等設備 温泉発電等のための設備（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第3項に規定する事業用電気工作物に限る。）及びその附帯設備をいう。
- (3) 温泉発電等の導入 温泉発電等設備を設置すること（環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業及び大分県環境影響評価条例（平成11年大分県条例第11号）第2条第4号に規定する対象事業を除く。）をいう。
- (4) 温泉発電等掘削 温泉発電等の導入又は温泉発電等のための地熱技術開発若しくは調査研究を目的に行う新たな源泉の掘削（代替掘削を含む。）又は増掘をいう。
- (5) 導入事業者 温泉発電等の導入をしようとする者及び温泉発電等の導入をしている者をいう。
- (6) 近隣区域 温泉発電等の導入の場所の境界から200メートル以内の区域をいう。
- (7) 近隣関係者 近隣区域に居住する者並びに近隣区域内の土地又は建物の所有者、管理者及び占有者をいう。
- (8) 近隣温泉関係者 温泉発電等の導入において、温泉発電等の熱源となる源泉又は当該源泉から150メートル以内（当該源泉が温泉発電等掘削に係る源泉であって規則で定めるものである場合は、300メートル以内）の源泉に係る権利を有する者をいう。
- (9) 水利関係者 温泉発電等の導入において、温泉発電等のための取水又は排水が行われる流域における水利権を有する者をいう。

(市の責務)

第3条 別府市（以下「市」という。）は、第1条に規定する目的を達成するため、

次に掲げる責務を負う。

- (1) 導入事業者に関係法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）を遵守するよう指導、助言、勧告その他の必要な措置を講ずること。
- (2) 導入事業者又は市民に対し、温泉発電等の導入に関する必要な情報の収集及び提供を行うこと。
- (3) 温泉発電等の導入に関し、国県等と緊密な連携を図るよう努めること。

（導入事業者の責務）

第4条 導入事業者は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる責務を負う。

- (1) 温泉発電等設備及び温泉発電等の熱源となる源泉に関する情報を市、近隣関係者及び近隣温泉関係者に示すとともに、近隣関係者及び近隣温泉関係者の理解を得るために必要な説明等を積極的に行うこと。
- (2) 温泉発電等の導入又は温泉発電等設備の管理において、関係法令を遵守し、並びに自然環境及び生活環境の保全に配慮すること。
- (3) 温泉資源の恵みを市民が享受できるよう努めること。
- (4) 温泉発電等の導入及び温泉発電等設備の管理を適正に行うとともに、事故及び公害等の防止に努めること。
- (5) 事故、公害等及び災害が発生したときは、適切に対応し、再発防止の措置を講ずること。

（事前協議）

第5条 温泉発電等の導入をしようとする導入事業者は、温泉発電等設備の設置のための必要な工事に着工する前に、温泉発電等の導入に関し、市長と協議（以下「事前協議」という。）をしなければならない。

（事前協議の申出）

第6条 導入事業者は、事前協議を行おうとするときは、規則で定めるところにより、市長に申し出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、温泉発電等の導入に関する手続その他必要な事項を導入事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申出をした導入事業者（以下「事前協議申出導入事業者」という。）が暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）であると判明したときは、前項の規定による通知を行わないものとする。この場合において、市長は、当該暴力団関係者を排除するよう事前協議申出導入事業者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項後段の規定による通知を行った場合において、事前協議申出導入事業者が当該暴力団関係者を排除したと認めたときは、第2項の規定による通知を行うものとする。

（市が所管する手続の実施）

第7条 事前協議申出導入事業者は、前条第2項の規定により通知された事項に従い、市が所管する関係法令に定める手続を行わなければならない。

(近隣関係者及び近隣温泉関係者への説明等)

第8条 事前協議申出導入事業者は、自ら近隣関係者及び近隣温泉関係者に対し温泉発電等の導入に関する説明を行い、当該近隣関係者及び近隣温泉関係者の意見を把握するとともに、その意見に真摯に対応しなければならない。

2 前項の説明は、規則で定めるところにより、地元説明会を必要な回数開催する方法その他の方法で行うものとする。

(水利関係者への説明等)

第9条 事前協議申出導入事業者は、温泉発電等のために取水又は排水を必要とするときは、水利関係者に温泉発電等の導入及び取水又は排水に関する説明を行い、その承諾を得なければならない。

2 事前協議申出導入事業者は、温泉発電等のための取水又は排水の管理を委託するときは、当該委託を受ける者に対し適正な対応を行うよう指導するとともに、水利関係者に当該委託に関する説明を行わなければならない。

(近隣区域の自然環境及び生活環境に及ぼす影響の調査等)

第10条 事前協議申出導入事業者は、温泉発電等の導入が近隣区域の自然環境及び生活環境に及ぼす影響を調査しなければならない。

2 事前協議申出導入事業者は、温泉発電等設備の敷地内から生じる騒音が近隣区域の生活環境に及ぼす影響を考慮し、規則で定めるところにより、騒音の防止に関する計画を作成しなければならない。

(事前協議の完了)

第11条 事前協議申出導入事業者は、第7条から前条までに規定する手続を実施したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、事前協議の完了を承認する。

3 事前協議申出導入事業者は、前項の規定による事前協議の完了の承認後に温泉発電等設備の設置のための必要な工事に着工するものとする。

(モニタリング)

第12条 市長は、温泉発電等の導入において、温泉発電等掘削（深度増加を伴わない代替掘削の場合は当該代替掘削に係る源泉の周囲150メートル以内に他の源泉があるものに限る。）が行われる場合は、前条第2項の規定による事前協議の完了を承認するときに、近隣区域の温泉資源の状況を確認するため、規則で定めるところにより、事前協議申出導入事業者に源泉の温度、湧出量、泉質等の計測（以下「モニタリング」という。）を求めるものとする。

2 前項の規定によりモニタリングを求められた事前協議申出導入事業者は、温泉発電等設備の設置のための必要な工事に着工する前、温泉発電等設備の稼働の6月後、1年後、以後1年を経過するごとにモニタリングを実施し、その結果を市長に報告するものとする。

3 事前協議申出導入事業者は、第1項の規定によりモニタリングを求められたときは、前条第3項の規定にかかわらず、温泉発電等設備の設置のための必要な工事に着工する前のモニタリングの結果を報告した後に温泉発電等設備の設置のための必要な工事に着工するものとする。

(着工及び完了の届出)

第13条 事前協議申出導入事業者は、温泉発電等設備の設置のための必要な工事に着工したとき又は当該工事を完了したとき（温泉発電等設備に係る電気事業法その他の関係法令の規定による全ての完了の検査等が完了したときをいい、当該完了の検査等が行われない場合は、同法第39条第1項の主務省令で定める技術基準に適合することが確認されたときをいう。）は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(導入事業者の変更等の届出)

第14条 導入事業者は、次に掲げる変更があったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(1) 導入事業者の変更

(2) 温泉発電等の導入のための請負、委任又は委託の契約の相手方の変更

2 温泉発電等の導入の途中又は温泉発電等の導入後に温泉発電等設備に係る権利を導入事業者から譲渡された者は、当該導入事業者が行ったこの条例に定める手続及びその結果を引き継ぎ、温泉発電等の導入又は温泉発電等設備の管理をしなければならない。

(温泉発電等設備の変更等の届出)

第15条 導入事業者は、温泉発電等に関し、次に掲げる変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(1) 温泉発電等設備の変更

(2) 源泉の変更又は源泉からの熱エネルギーの供給に関する変更

(3) 温泉発電等のための取水又は排水に関する変更

(4) 温泉発電等設備を設置する位置の変更

(5) 温泉発電等設備の敷地の面積及び利用方法等の変更

2 前項の規定による届出があったときは、当該届出を第6条第1項の規定による申出とみなして、同条から第13条までの規定を適用する。この場合において、市長は、当該届出の内容に応じ、導入事業者が行う第7条から第13条までの規定による手続の全部又は一部を省略させることができる。

(事故時の措置等)

第16条 導入事業者は、事故又は災害により温泉発電等設備から公害の原因となる物質が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、直ちに必要な措置を講じ、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告をした導入事業者は、その事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。

(温泉発電等設備の廃止)

第17条 導入事業者は、温泉発電等設備を廃止するときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 導入事業者は、温泉発電等設備を撤去又は廃棄するときは、近隣区域の自然環境及び生活環境に配慮して行うものとする。

(市の同意)

第18条 導入事業者は、温泉発電等の導入において補助金等の申請又は関係法令の規定による手続等に伴い市の同意を必要とするときは、規則で定めるところにより、

市長に申請しなければならない。導入事業者の役員の変更その他の軽易な変更を除き、同意を受けた温泉発電等の導入を変更するときも同様とする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認められたときは、同意するものとする。
- 3 市長は、導入事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による同意を取り消し、その旨を当該導入事業者及び関係機関に通知する。
 - (1) 第20条の規定による勧告に従わなかったとき。
 - (2) この条例に定める手続において、虚偽又は不正があったと認められたとき。

(立入調査)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に温泉発電等備の敷地その他必要な場所に立ち入らせ、調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善勧告)

第20条 市長は、導入事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該導入事業者から意見を聴取した上で、改善策を講ずるよう勧告を行うことができる。

- (1) この条例の規定に違反したとき。
- (2) 第11条第1項の規定による報告の内容と異なる温泉発電等の導入をしたとき。
- (3) この条例に定める手続において、虚偽又は不正があったと認められたとき。

(改善勧告を受けた導入事業者に対する措置)

第21条 市長は、前条の規定による勧告を受けた導入事業者が当該勧告に従わないときは、当該事実についてインターネットその他の方法により公表し、必要に応じ、その旨を関係機関に通知するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による勧告を受けた導入事業者が当該勧告に従わないときは、当該導入事業者に対する新たな第11条第2項の規定による事前協議の完了の承認及び第18条第2項の規定による同意は行わない。

(情報の収集及び公開)

第22条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため、導入事業者に温泉発電等の導入に関する報告又は資料の提出を求めるものとする。

- 2 市長は、第1条に規定する目的を達成するため、導入事業者から提供を受けた温泉発電等の導入に関する情報について公開に努めるものとする。

(アボイドエリアの指定)

第23条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために、別府市地域における地熱エネルギーの熱源からの伝播(ば)に密接に係る重要な地域のうち温泉発電等掘削を回避すべき地域(以下「アボイドエリア」という。)を指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定によるアボイドエリアの指定をしようとするときは、別府市温泉発電等対策審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定によるアボイドエリアの指定をしたときは、その旨を公示

しなければならない。

4 前2項の規定は、アボイドエリアの指定の変更について準用する。

(アボイドエリア内で温泉発電等掘削を行う者の責務)

第24条 アボイドエリア内で温泉発電等掘削を行う者は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる責務を負う。

- (1) 温泉発電等掘削に係る源泉に関する情報を市、第26条第1項に規定する掘削前説明対象者に示すとともに、当該掘削前説明対象者の理解を得るために必要な説明等を積極的に行うこと。
- (2) 関係法令を遵守し、温泉発電等掘削に係る源泉の利用に当たっては、自然環境及び生活環境の保全に配慮すること。
- (3) 第27条第5項に規定する掘削前通知に真摯に対応すること。

(温泉発電等掘削前のモニタリング等)

第25条 アボイドエリア内で温泉発電等掘削を行おうとする者は、周辺地域の温泉資源の状況を確認するため、規則で定めるところにより、当該温泉発電等掘削を行う土地の地熱資源を調査し、及び当該土地の付近に存する2か所の源泉のモニタリングを2回以上行わなければならない。

(温泉発電等掘削に関する説明等)

第26条 アボイドエリア内で温泉発電等掘削を行おうとする者は、規則で定める区域に存する源泉に係る権利を有する者(以下「掘削前説明対象者」という。)に対し、自ら温泉発電等掘削に係る事業の計画、前条の規定によるモニタリング等の結果その他温泉発電等掘削に関する事項に関する説明を行い、掘削前説明対象者の意見を把握するとともに、その意見に真摯に対応しなければならない。

2 前項の説明は、規則で定めるところにより、説明会を必要な回数開催する方法その他の方法で行うものとする。

(掘削前申出)

第27条 アボイドエリア内で温泉発電等掘削を行おうとする者は、あらかじめ、当該温泉発電等掘削に関し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面その他の市長が必要と認める書面を添えて、市長に申し出なければならない。

- (1) 温泉発電等掘削に係る事業の計画
- (2) 第25条の規定によるモニタリング等の報告
- (3) 前条の規定による説明等に関する報告

2 前項の規定による申出をしようとする者は、あらかじめ、第25条の規定によるモニタリング等及び前条の規定による説明等を行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申出があったときは、別府市温泉発電等対策審議会に諮問しなければならない。

4 市長は、前項の規定による諮問に対する別府市温泉発電等対策審議会の答申に基づいて、第1項の規定による申出をした者に意見を書面により通知する。

5 第6条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による通知(以下「掘削前通知」という。)について準用する。

(掘削前通知を受ける前の行為の禁止)

第28条 アボイドエリア内で温泉発電等掘削を行おうとする者は、掘削前通知を受

けた後でなければ、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 温泉法第3条第1項又は第11条第1項の規定による許可の申請
- (2) 温泉発電等掘削

(温泉発電等掘削に関する変更の届出)

第29条 掘削前通知を受けた者は、温泉発電等掘削に関し変更があったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。この場合において、当該者は、その変更の内容を掘削前説明対象者に説明するものとする。

2 掘削前通知を受けた者は、前項の規定にかかわらず、温泉発電等掘削に関し次に掲げる変更をするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- (1) 温泉発電等掘削の口径の変更
- (2) 温泉発電等掘削の掘削深度の変更

3 前項の規定による届出が温泉発電等掘削の口径を拡大する変更又は掘削深度を深くする変更に係るものである場合は、当該届出を第27条第1項の規定による申出とみなして、前4条の規定を適用する。この場合において、市長は、第25条の規定によるモニタリング等の一部又は全部を省略させることができる。

4 掘削前通知を受けた者は、第1項の規定にかかわらず、当該温泉発電等掘削の位置を変更するときは、第27条第1項の規定による申出をしなければならない。ただし、その位置の変更が軽微なものであるときは、この限りでない。

(温泉発電等掘削後のモニタリング)

第30条 掘削前通知を受けた者は、当該温泉発電等掘削に係る源泉及び第25条の規定によるモニタリングの対象となった源泉を対象として、温泉発電等掘削の終了時、当該終了時から6か月後、1年後、以後1年を経過するごとにモニタリングを実施し、その結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前条第2項第1号に掲げる変更をした掘削前通知を受けた者に対し、前項の規定によるモニタリングの対象となる源泉（当該温泉発電等掘削に係る源泉を除く。）を変更するよう指示することができる。

3 前項の規定による指示があった場合における第1項の規定の適用については、同項中「対象となった源泉」とあるのは「対象となった源泉（当該源泉のうち、次項の規定による指示を受けてモニタリングの対象となる源泉を変更したものにあっては、変更後の源泉）」とする。

(掘削前通知を受けた者の変更)

第31条 温泉発電等掘削後に温泉発電等の導入又は温泉発電等のための地熱技術開発若しくは調査研究を目的として当該温泉発電等掘削に係る源泉に関する権利を掘削前通知を受けた者から譲渡された者は、当該掘削前通知を受けた者が行ったこの条例に定める手続及びその結果を引き継ぎ、当該源泉を管理しなければならない。

(アボイドエリア内に存する源泉を利用する温泉発電等の導入に関する特例)

第32条 アボイドエリア内に存する源泉を利用する温泉発電等の導入に関しては、第12条の規定は適用しないものとし、第4条から第11条まで及び第13条から第22条までの規定の適用については、第4条第1号及び第8条第1項中「及び近隣温泉関係者」とあるのは「、近隣温泉関係者及び規則で定める区域に存する源泉に係る権利を有する者」と、第15条第2項中「同条から第13条までの規定」とあるのは「同条から第11条まで及び第13条の規定、第30条又は第33条の規

定並びに第34条の規定」と、「第7条から第13条までの規定」とあるのは「第7条から第11条まで及び第13条の規定、第30条又は第33条の規定並びに第34条の規定」とする。

(アボイドエリア内に存する源泉を利用する温泉発電等の導入に係るモニタリング等)

- 第33条 アボイドエリア内に存する源泉（掘削前通知を受けた温泉発電等掘削に係る源泉を除く。）を利用して温泉発電等の導入をしようとする事前協議申出導入事業者は、周辺地域の温泉資源の状況を確認するため、規則で定めるところにより、当該源泉の存する土地の地熱資源を調査し、並びに当該源泉及び当該源泉の存する土地の付近に存する2か所の源泉のモニタリングを実施し、これらの結果を市長に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による地熱資源の調査の時期は、温泉発電等設備の設置のための必要な工事に着工する前とし、同項の規定によるモニタリングの時期は、当該工事に着工する前、温泉発電等設備の稼働の6か月後、1年後、以後1年を経過するごととする。
- 3 第1項の規定によるモニタリング等を実施する事前協議申出導入事業者は、第11条第3項の規定にかかわらず、地熱資源の調査及び温泉発電等設備の設置のための必要な工事に着工する前のモニタリングの結果を市長に報告した後でなければ温泉発電等設備の設置のための必要な工事に着工してはならない。

(協定の締結)

- 第34条 アボイドエリア内に存する源泉を利用して温泉発電等の導入をしようとする導入事業者は、当該源泉の周辺地域の自治会と次に掲げる事項に関する協定の締結に努めなければならない。この場合において、当該導入事業者は、当該協定を締結したときは、その旨を市長に報告しなければならない。
- (1) 地域振興への協力に関する事項
- (2) 地熱資源の調査及びモニタリングの結果の提供に関する事項
- (3) 温泉発電等の導入に関する情報の提供に関する事項

(別府市温泉発電等対策審議会の設置)

- 第35条 別府市の区域における温泉発電等に関し、次に掲げる事項を審議するため、別府市温泉発電等対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- (1) 温泉発電等の導入又は温泉発電等掘削に伴う温泉その他地熱流体への影響の評価に関すること。
- (2) アボイドエリアの指定に関すること。
- (3) 温泉発電等に関する施策その他の重要な事項について、市長の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

(組織)

- 第36条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 学識経験のある者
- (2) 温泉事業関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただ

し、再任を妨げない。

- 4 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。
- 5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 37 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 審議会は、第 27 条第 3 項の規定による諮問に対する答申をするに当たっては、会議に同条第 1 項の規定による申出をした者の出席を求め、その意見及び説明を聴くものとする。

(審議会の運営に関する委任)

第 38 条 前 2 条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第 39 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に温泉発電等の導入に関し市長が別に定める協議の手続を実施している導入事業者であって第 7 条の市が所管する関係法令に定める手続を終えていないものについては、当該温泉発電等の導入について、第 5 条から第 13 条までの規定を適用する。この場合において、市長は、導入事業者がこれらの規定に定める手続に相当する手続を実施していると認めるときは、当該これらの規定に定める手続の全部又は一部を省略させることができる。

附 則 (平成 29 年 3 月 14 日条例第 7 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年別府市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 27 条を第 39 条とし、第 26 条を第 38 条とする改正規定、第 25 条を第 37 条とし、第 24 条を

第36条とする改正規定及び第23条を第35条とし、第22条の次に12条を加える改正規定（第23条に係る部分に限る。）並びに附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別府市温泉発電等の地域共生を図る条例（以下「新条例」という。）第24条から第31条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にアボイドエリア内で温泉発電等掘削を行う者に適用し、新条例第32条から第34条までの規定は、施行日以後にアボイドエリア内に存する源泉を利用する温泉発電等設備の設置のための必要な工事に着工する導入事業者及び施行日前にアボイドエリア内に存する源泉を利用して温泉発電等の導入をしている導入事業者であって施行日以後に新条例第15条第1項の規定による届出（同項第1号又は第2号に掲げる変更に係るものに限る。）に係る温泉発電等設備の設置のための必要な工事に着工するものに適用する。
- 3 別府市温泉発電等対策審議会の答申（平成30年3月5日付け答申第2号）のうちアボイドエリアの指定に関する部分は、新条例第23条第2項の規定により別府市温泉発電等対策審議会に聴いた意見とみなす。
- 4 新条例第25条の規定によるモニタリング等、新条例第26条の規定による説明等及び新条例第27条第1項の規定による申出は、施行日前においても行うことができる。
- 5 施行日前において新条例第28条第1号に掲げる行為を行っている者に対する同条の規定の適用については、同条中「次に掲げる行為」とあるのは「第2号に掲げる行為」とする。